

約款 新旧対照表

『専用サーバPlatformサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第12節 新設	(新設)	<p>第12節 旧ハードディスク接続（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）</p> <p>第22条（サービス）</p> <p>1. 本オプションサービスは、利用者サーバ設備から取り外したハードディスク（以下、本節において「対象ディスク」といいます。）をセカンダリハードディスクとして当社保有のサーバ機器（以下、本節において「貸出機器」といいます。）に接続した上、貸出機器の機能をその管理者（root）権限とともに利用者に利用させるものです。接続された対象ディスクからのデータ抽出作業等については、利用者自らがその責任と費用負担において行うものとします。</p> <p>2. 当社は、本オプションサービスにおいて、対象ディスクの正常な読み込みやデータ抽出が可能であることを保証するものではありません。</p> <p>3. 契約期間満了後、貸出機器のプライマリハードディスクについては、当社がOSの再インストールを実施した上で再利用を行うものとし、対象ディスクについては当社にてデータ破壊処理を実施するものとします。なお、本オプションサービスにおいてプライマリハードディスクに記録されたデータは、利用者がその責任と費用負担において消去するものとします。</p>	・オプションサービスの新規提供にともない、条文を追加します。
新設	(新設)	<p>第23条（申込み）</p> <p>1. 本オプションサービスの利用申込みは、当社所定の書式により必要事項を記入した電子メールを当社カスタマーセンター宛に送信することによって行われるものとします。なお、ネットワーク障害、サーバ障害、ソフトウェア障害その他当社の責めに帰すべからざる事由により、当社が当該電子メールを正常に受信することができなかった場合、利用契約は成立しないものとします。</p> <p>2. 当社は、本オプションサービスの利用申込みがあった場合、貸出機器のプライマリハードディスクにインストールされたOSにより対象ディスクが認識されているかを確認し、認識されている場合にのみ当該利用申込みを承諾するものとし、ファイルシステムのマウント又は対象ディスクからのデータの読み出しが可能であるか否かにかかわらず、第24条第2項に従い料金を請求するものとします。</p>	・オプションサービスの新規提供にともない、条文を追加します。
新設	(新設)	<p>第24条（利用期間）</p> <p>1. 本オプションサービスの契約期間は、利用開始日から7日間とします。</p> <p>2. 本オプションサービスは、無償とします。ただし、利用者が、前項に定める利用期間を延長することを希望する場合は、別途料金を支払った上で7日間延長することができます。この場合、延長期間の途中で本オプションサービスの解約を申し出た場合であっても、利用者は、本オプションサービスの料金を全額支払うものとします。</p>	・オプションサービスの新規提供にともない、条文を追加します。
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成27年6月25日から適用された専用サーバPlatformサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年10月20日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、2015年10月20日から適用された専用サーバPlatformサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年6月3日より適用されます。</p>	・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。